

基発 0118 第 2 号
令和 5 年 1 月 18 日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第8号)及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第5号)の施行により、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、三・三 ジクロロ 四・四 ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に2年以上従事した経験を有することを交付対象要件とすることとなりました。

これらにつきましては、令和5年1月18日から施行することとしており、別添のとおり都道府県労働局長宛て指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別紙)

一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
化成品工業協会
日本ウレタン建材工業会
ウレタン原料工業会
全国防水工事業協会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本作業環境測定協会
一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会
全国商工会連合会
日本労働組合総連合会
独立行政法人労働者健康安全機構
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会